

## 第2章 景観計画の区域

### 1. 景観計画区域

景観計画では、良好な景観形成を図るため、建築物の建築等の行為に対する規制・誘導指針を設定し、届出・勧告を行う対象となる区域を「景観計画区域」として指定します。

この景観計画区域は、区域内の各地域の特性に応じて、さらに区域を区分し、それぞれに規制・誘導基準を設定することができるため、都市計画区域の内外を問わず、景観形成に関する基本的な考え方を同じくする景観行政に取り組むべき区域を指定することが望まれます。

宇佐市は周防灘に拓けた宇佐平野と、そこに流れる駅館川や伊呂波川などの源泉である背後の山々は景観的に切ることのできない関係にあり、本計画では、これら自然的・社会的結びつきを踏まえ、全市域を「景観計画区域」として策定します。

